平成31年2月25日 文 教 委 員 会 資 料 子ども未来部子ども家庭支援課

第17号議案

品川区児童育成手当条例の一部を改正する条例

第18号議案

品川区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

1 改正理由

所得税法が改正され、「控除対象配偶者」の名称が「同一生計配偶者」に改められたことに伴い、規定整備を行う。

2 改正内容

「品川区児童育成手当制度」ならびに「品川区ひとり親家庭等の医療費助成制度」においては、受給者の所得制限の判定に「控除対象配偶者」の有無およびその人数を用いていることから、現行と同様の取り扱いとするため、両条例の所得制限に係る規定において「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める規定整備を行う。

【所得税法改正の概要】

「所得税法等の一部を改正する等の法律」(平成29年法律第4号)の公布により、所得税法が改正され、配偶者控除の見直しが行われ、当該控除が適用される者自身の合計所得金額に所得制限を設けることとされた。これに伴い、現行の所得税法第2条第1項第33号に規定されている「控除対象配偶者」の名称が「同一生計配偶者」とされた上で、新たに配偶者控除が適用される者本人の合計所得金額の所得制限を加えた「控除対象配偶者」が定義された。

<改正前>

控除対象配偶者	一般	合計所得金額が38万円以下の配偶者
	老人	年齢70歳以上の控除対象配偶者

<改正後>

		一般	合計所得金額が38万円以下の配偶者
同一生計配偶者		老人	年齢70歳以上の同一生計配偶者
	控除対象	一般	同一生計配偶者のうち合計所得金額が
	配偶者	老人	1,000 万円以下である居住者の配偶者

3 新旧対照表

別紙「新旧対照表」のとおり

4 施行期日

公布の日

:

IΒ

(支給要件)

- 第4条 手当は、次の各号のいずれかに該当する者(以下「支給要件児童」という。)の保護者であつて、品川区の区域内に住所を有するものに支給する。
 - (1) 父もしくは母が死亡し、もしくは規則で定める程度の障害の状態となり、または父母が婚姻を解消し、もしくはこれと同様の状態にある18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童
 - (2) 20歳未満の者であつて、別表に定める程度の障害を有するもの
- 2 前項の規定にかかわらず、手当は、次の各号のいずれかに該当するときは、 支給しない。
 - (1) 保護者の前年の所得(1月から5月までの月分の手当については、前々年の所得とする。)が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者および扶養親族(以下「扶養親族等」という。)ならびに当該保護者の扶養親族等でない18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童で当該保護者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無および数に応じて、規則で定める額以上であるとき。
 - (2) 支給要件児童が規則で定める施設に入所しているとき。
 - (3) 支給要件児童(前項第1号に該当する支給要件児童に限る。)が父および母と生計を同じくしているときまたは父および当該父の配偶者もしくは母および当該母の配偶者と生計を同じくしているとき(当該支給要件児童と生計を同じくしている父または母が前項第1号に規定する規則で定める程度の障害の状態にあるときを除く。)。

別表 (第4条関係)

- 1 知的障害者であつて、精神発育の遅滞の程度が中度以上であるもの
- 2 身体障害者であつて、身体の障害の程度が、身体障害者福祉法施行規則 (昭和25年厚生省令第15号)の別表第5号に定める身体障害程度等級表の うち、2級以上であるもの
- 3 脳性麻ひまたは進行性筋萎縮症を有する者

(支給要件)

- 第4条 手当は、次の各号のいずれかに該当する者(以下「支給要件児童」という。)の保護者であつて、品川区の区域内に住所を有するものに支給する。
 - (1) 父もしくは母が死亡し、もしくは規則で定める程度の障害の状態となり、または父母が婚姻を解消し、もしくはこれと同様の状態にある18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童
 - (2) 20歳未満の者であつて、別表に定める程度の障害を有するもの
- 2 前項の規定にかかわらず、手当は、次の各号のいずれかに該当するときは、 支給しない。
 - (1) 保護者の前年の所得(1月から5月までの月分の手当については、前々年の所得とする。)が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者および扶養親族(以下「扶養親族等」という。)ならびに当該保護者の扶養親族等でない18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童で当該保護者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無および数に応じて、規則で定める額以上であるとき。
 - (2) 支給要件児童が規則で定める施設に入所しているとき。
 - (3) 支給要件児童(前項第1号に該当する支給要件児童に限る。)が父および母と生計を同じくしているときまたは父および当該父の配偶者もしくは母および当該母の配偶者と生計を同じくしているとき(当該支給要件児童と生計を同じくしている父または母が前項第1号に規定する規則で定める程度の障害の状態にあるときを除く。)。

別表(第4条関係)

- 1 知的障害者であつて、精神発育の遅滞の程度が中度以上であるもの
- 2 身体障害者であつて、身体の障害の程度が、身体障害者福祉法施行規則 (昭和25年厚生省令第15号)の別表第5号に定める身体障害程度等級表の うち、2級以上であるもの
- 3 脳性麻ひまたは進行性筋い縮症を有する者

新	旧
<u>付 則</u>	
1 この条例は、公布の日から施行する。	
2 改正後の第4条第2項の規定は、平成31年6月以降の月分の児童育成手当	
の支給について適用し、同年5月以前の月分の児童育成手当の支給について	
は、なお従前の例による。	

新

IΒ

(所得の制限)

- 第4条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象者としない。
 - (1) ひとり親家庭の父もしくは母または養育者(以下「ひとり親等」という。)の前々年の所得が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者および扶養親族(以下「扶養親族等」という。)ならびにひとり親等の扶養親族等でない児童でひとり親等が前々年の12月31日において生計を維持したものの有無および数に応じて、規則で定める額以上であるとき。ただし、ひとり親等(父または母に限る。以下この号において同じ。)の監護する児童が母または父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、規則で定めるところにより、ひとり親等が当該費用の支払を受けたものとみなして、所得の額を計算するものとする。
 - (2) ひとり親等の配偶者の前々年の所得またはそのひとり親等の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者でそのひとり親等と生計を同じくするものの前々年の所得が、その者の扶養親族等の有無および数に応じて、規則で定める額以上であるとき。
- 2 前項に規定する所得の範囲およびその額の計算方法は、規則で定める。
- 3 災害により損害を受けた場合の第1項の適用については、規則の定めると ころによる。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第4条第1項の規定は、平成32年1月1日以後に行われる療養に 係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助 成については、なお従前の例による。

(所得の制限)

- 第4条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象者としない。
 - (1) ひとり親家庭の父もしくは母または養育者(以下「ひとり親等」という。)の前々年の所得が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者および扶養親族(以下「扶養親族等」という。)ならびにひとり親等の扶養親族等でない児童でひとり親等が前々年の12月31日において生計を維持したものの有無および数に応じて、規則で定める額以上であるとき。ただし、ひとり親等(父または母に限る。以下この号において同じ。)の監護する児童が母または父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、規則で定めるところにより、ひとり親等が当該費用の支払を受けたものとみなして、所得の額を計算するものとする。
 - (2) ひとり親等の配偶者の前々年の所得またはそのひとり親等の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者でそのひとり親等と生計を同じくするものの前々年の所得が、その者の扶養親族等の有無および数に応じて、規則で定める額以上であるとき。
- 2 前項に規定する所得の範囲およびその額の計算方法は、規則で定める。
- 3 災害により損害を受けた場合の第1項の適用については、規則の定めると ころによる。